総行住第79号

平成27年７月27日

　各都道府県

社会保障・税番号制度担当部長　殿

総務省自治行政局住民制度課長

（公印省略）

　　　やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることが

　　　できない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集について

　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月５日に施行されることとなったことに伴い、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カード送付に係る事務処理要領について」（平成27年７月27日付け総行住第78号通知）を発出したところですが、職務上の参考とするため、別添のとおり「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集」をとりまとめましたので通知します。

　貴職におかれては、その内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知されるようお願いします。

担当：総務省自治行政局住民制度課

青野、細川

03-5253-5517（直通）

03-5253-5592（FAX）

　　　h.aono@soumu.go.jp（メール）

　　　やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることが

　　　できない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集

（登録対象者）

問１　「長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ」とは、具体的にどの程度の期間の入院・入所を想定しているか。

答　居所情報の登録申請を行う時点において、通知カードが送付されるまでの間を超える期間の入院・入所が見込まれる場合を想定している。

なお、番号利用法の施行日において住民基本台帳に記録されている者に係る居所情報の登録申請の場合、平成27年10月５日から概ね平成27年11月末頃までの間に入院・入所していることが見込まれる場合を想定している。

問２　やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カード送付に係る事務処理要領（以下単に「事務処理要領」という。）第２－２－（４）の「やむを得ない理由」は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の裁量により広く認めてもよいか。

答　通知カードを確実に本人へ送付する観点から、何らかのやむを得ない理由により、住所地において通知カードの送付を受けることができず、現に居所に居住している状態であれば、居所情報の登録申請を行わせても差し支えない。ただし、例えば、進学・就職等の理由により住所地から居所に引っ越し、当該居所が生活の本拠と認められる場合は、「やむを得ない理由」に該当せず、当該住所地から当該居所への転出・転入の届出又は転居の届出を促すべきである。

問３　通知カードが送付される時期に長期出張のため、住所地において通知カードの送付を受けることができない単身世帯の者は、居所情報の登録申請を行ってもよいか。

答　長期出張中、長期出張先の居所に居住し、当該居所において通知カードの送付を受けることができる場合は、当該居所について居所情報の登録申請を行わせて差し支えない。

問４　登録対象者が居住していない代理人の住所や勤務先等を当該登録対象者の居所として居所情報の登録申請を行うことはできるか。

答　通知カードは本人に送付することから、登録対象者が現に居住していない代理人の住所や勤務先等を当該登録対象者の居所として居所情報の登録申請を行うことはできない。

問５　単身世帯の成年被後見人へ直接通知カードが送付されないように、成年後見人が自らの住所等を当該成年被後見人の居所とする居所情報の登録申請を行うことができるか。

答　成年被後見人が成年後見人の住所等に居住している場合を除き、成年後見人の住所等を当該成年被後見人の居所として居所情報の登録申請を行うことはできない。

問６　日中に住所地において通知カードの送付を受けることが困難であるとの理由から、勤務先を居所として居所情報の登録申請を行うことはできるか。

答　本人が居所に居住していないため、勤務先を居所として居所情報の登録申請を行うことはできない。

問７　同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の中で住所と異なる居所に居住する者であっても、登録対象者の要件を満たす者であれば、登録対象者として取り扱うことになるか。

答　お見込みのとおり。

問８　居所が国外である場合であっても居所情報の登録申請を行うことはできるか。

答　国外の居所を登録することは想定していない。

問９　住民票が消除されている者から住民票があった市町村に対し居所情報の登録申請があった場合、どのように対応すべきか。

答　住民票が消除されているため、居所情報の登録申請を行うことができない旨を連絡するとともに、生活の本拠がある地の所在市町村に対し、住民票に記載するための届出を促すことが適当である。

（居所情報の登録申請をすることができる者）

問10　登録対象者が15歳未満の者の場合、単独で居所情報の登録申請を行わせることは適当でないが、登録対象者の年齢を判定する基準日は申請日となるか。

答　お見込みのとおり。

（居所情報の登録申請の方法）

問11　市町村の判断により別記様式に加筆・修正したものを当該市町村の居所情報登録申請書として取り扱ってもよいか。

答　差し支えないが、別記様式は全国統一の様式として使用することを想定しているため、別記様式を使用していることをもって居所情報の登録申請を受け付けないこととすることができないことに留意されたい。

問12　登録対象者のうち、長期間医療機関・施設等に入院・入所している者に係る居所に居住していることを証する書類については、別記様式の医療機関・施設等向け記入欄に、年月日、当該医療機関・施設等の名称及び担当者名の当該医療機関・施設等による記入又は押印があることをもって、当該書類として取り扱ってよいか。

答　差し支えない。

問13　居所情報の登録申請があった際に、本人確認書類に不備があった場合にどのように取り扱えばよいか。

答　本人確認書類が全く提示されない場合は、居所情報の登録申請を受け付けることはできない。

なお、事務処理要領第２－４－（２）－ア－Ｂに掲げる書類のうち１点の提示を受けた場合、窓口への来庁を求め、当該者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項についての申告を受けることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとることにより、当該者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される者と同一の者であることを確認できるときは、居所情報の登録申請を受け付けて差し支えない。

（居所情報の登録申請の受付）

問14　居所情報登録申請書を受領した場合で、その内容を審査した結果、受け付けることができないときの申請者への連絡は電話によるものとしてよいか。

答　差し支えない。

問15　居所情報登録申請書を受領した場合、申請内容の真正性の確認を行うための調査は住民基本台帳法第34条に基づく調査として行うことになるのか。

答　居所情報の登録申請の申請内容に係る真正性の確認は、住民票の記載事項についての調査ではないことから、住民基本台帳法第34条に基づく調査として行うものではない（番号利用法に基づく通知カードの送付のために行うものである。）。

問16　事務処理要領第２－５－（３）－イのJ-LISへの送付先情報の登録における例外的取扱いを行うかどうかについては、登録対象者の申請によらず、市町村の判断により決定することとしてよいか。

答　差し支えない。

問17　事務処理要領第２－５－（３）－イのJ-LISへの送付先情報の登録における例外的取扱いを行った際に転送可の簡易書留郵便で送付することとしてもよいか。

答　通知カードは、本人に対して確実に送付する必要があることから、J-LISへの送付先情報の登録における例外的取扱いを行った場合であっても、市町村から登録対象者への通知カードの送付に当たっては、転送不要の簡易書留郵便で送付することとする。

（やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者の情報を住所地市町村があらかじめ把握している場合の取扱い）

問18　事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握しているため、広く住民に対して居所情報の登録を求めなくてもよいか。

答　市町村が把握していない登録対象者に居所情報を登録してもらうようにする必要がある。

問19　事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握しているため、当該情報を基に通知カードを送付する場合、当該登録対象者に連絡する必要があるか。

答　事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握している場合であっても、居所に通知カードを送付することにつき当該登録対象者の同意を得る必要があるため、当該登録対象者へ居所に通知カードを送付する旨の連絡をする必要がある。ただし、当該登録対象者から事前に同意を得ている場合には、改めて同意を得る必要はない。

なお、いずれの場合においても、当該登録対象者の居所情報は最新のものとすることに留意する必要がある。

問20　事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握しており、当該情報を基に通知カードを送付する場合、居所に通知カードを送付することにつき当該登録対象者の同意を得る代わりに、居所に通知カードを送付する旨及び住所地への送付を申し出ることができる旨を記載した通知を送付することとしてもよいか。

答　差し支えない。

なお、当該登録対象者の居所情報は最新のものとすることに留意する必要がある。

問21　福祉部局等が保有している登録対象者の入院・入所先に関する情報を居所情報登録のための情報として利用することに係る根拠は何か。

答　各市町村の個人情報保護条例等に基づき、登録対象者本人から同意が得られた場合は、福祉部局等が保有している当該登録対象者の入院・入所先に関する情報を居所情報の登録を行うための情報として利用することが可能となるものと考えられる。

（その他）

問22　登録対象者が居所情報の登録申請を居所市町村に対して行った場合、どのように対応すべきか。

答　居所市町村では居所情報の登録申請を受け付けることができないため、当該者の住所地市町村に登録申請を行うよう促すことが適当である。

問23　居所情報の登録申請を行った者の通知カードに記載される住所は、居所の情報となるのか。

答　通知カードに記載される住所は、住民票に記載されている住所となる。

なお、居所情報は通知カードの送付先情報として使用される。

問24　児童虐待の被害を受けている者からの居所情報の登録申請を受け付けた場合において、加害者で、かつ、当該者の親権者である者から、当該者の法定代理人として居所情報登録申請書に係る自己情報開示請求があった場合、不開示とすべきか。

答　各市町村の個人情報保護条例等の規定によるが、本人以外の者からの請求に基づき、居所情報登録申請書の情報を開示する場合にあっては、登録対象者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるときは、不開示とすべきである。

問25　通知カードを住所地に送付した後に返戻された場合で、当該通知カードに記載されている者が登録対象者であることが判明したときは、事務処理要領のとおり居所情報の登録申請を行わせ、当該居所に通知カードを送付することとしてよいか。

答　差し支えない。

なお、居所情報の登録申請を行わせることのほか、当該者に事務所への出頭を求め、本人確認の上、交付することとしても差し支えない。

問26　番号利用法の施行日において住民基本台帳に記録されている者に係る居所情報の登録申請について、登録期間が平成27年８月24日から９月25日と示されているが、市町村の判断により当該期間より長く登録期間を設定してよいか。

答　J-LISへの送付先情報の登録に支障がない限り、差し支えない。

なお、番号利用法の施行日における登録期間は全国統一で定めていることから、当該期間より短い期間を市町村において独自に設定することは適当でない。

問27　番号利用法の施行日において住民基本台帳に記録されている者に係る居所情報の登録申請について、登録期間の始期である平成27年８月24日以前に居所情報登録申請書が到着した場合でも、処理を進めてよいか。

答　差し支えない。

問28　番号利用法の施行日において住民基本台帳に記録されている者に係る居所情報の登録申請について、登録期間の終期である平成27年９月25日以後に居所情報登録申請書が到着した場合でも、処理を進めてよいか。

答　J-LISへの送付先情報の登録に支障がない限り、差し支えない。

問29　例えば、ＤＶ等被害者が居所情報の登録申請を失念していたり、通知カードの送付先情報の登録後にＤＶ等の被害を受けたりすることによって、通知カードが加害者側に渡ってしまった場合、どのように取り扱うべきか。

答　市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合は、番号利用法第７条第２項の規定により、本人からの請求又は職権により、個人番号の変更を行うことができるものとされている。したがって、このような場合に該当するときは、本人の請求又は職権により、個人番号の変更ができるものと考えられる。